

## 本市の取組み

自治体における会計は、単式簿記・現金主義会計による単年度収支での会計処理が行われています。

単年度収支による会計処理や決算の公表は、予算執行を明確にし、現金の収入・支出を厳格に管理する利点がありますが、反面、「資産」や「負債」というストック情報、あるいは施設や設備の減価償却費というような現金支出を伴わないコスト情報を直接確認することができません。

一方、民間企業で普及している複式簿記・発生主義会計では、こうした視点を補って、「資産」・「負債」といったストック情報や、減価償却費も含めたフルコスト情報に基づいて、財務情報をより多面的に分析することが可能となります。

そこで、本市においては平成13年12月に、他市に先駆け企業会計的手法を導入した年次財政報告書を発行しました。その後、全国の多くの自治体で財務書類の作成を行うようになりましたが、複数の作成方式が併存したことから、自治体間における比較分析が困難でした。また、自治体において固定資産台帳の整備が不十分といった課題があったため、総務省から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日）において統一的な基準（以下「統一的な基準」という。）が示され、本市では、平成27年度決算より「統一的な基準」による財務書類を作成しました。

この統一的な基準には、主に次のような特徴があります。

- ① 複式簿記・発生主義会計を採用していること。
- ② 固定資産台帳の整備が前提とされていること。
- ③ 基準を統一することにより、地方公共団体間で財政状況の比較を容易にすること。